

# 部活動の活動方針

市川市立妙典中学校

校長名 神崎 勝弘

<p><b>教育目標</b></p>	<p>○学校教育目標 未来を拓く妙典中生徒 ～明るく、正しく、美しく～</p> <p>○学校教育目標と部活動との関連、また、部活動の教育的意義等 部活動は生徒がスポーツや文化等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものとして、学校教育の一環として行われるものである。 また、体力や技術の向上を図る以外にも、好ましい人間関係の形成や社会性・公共性を身につけるなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きい。</p>
<p><b>部活動の 基本方針</b></p>	<p>○適切な指導</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・顧問は、担当する部の特性等を踏まえ、できるだけ短時間に合理的にかつ効率的・効果的な活動を工夫する。</li><li>・生徒の人格を傷つける言動や体罰、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントを根絶する。</li></ul> <p>○適切な活動時間</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・1日の活動時間は、平日において2時間程度、学校の休業日は3時間程度を基準とする。</li><li>・学期中は、平日は月曜日の朝と水曜日の放課後を合わせて1日の休養日とする。土曜日・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。<u>ただし、大会等のために土曜日・日曜日ともに活動した場合は、原則、次の月曜日（終日）と水曜日の放課後の他に朝または放課後の活動を休みとする。また、土曜日・日曜日のいずれか1日活動した場合は、次の週は月曜日の朝と水曜日の放課後の他に朝または放課後の活動を休みとする。</u></li><li>・長期休業中は、学期中の休養日の設定（週当たり2日以上）に準じるが、夏季の学校閉庁日や年末年始の休日を活用し、まとまった休養期間を設ける。</li><li>・生徒の学習時間が確保できるよう、定期試験前は次のとおり活動停止とする。（各定期試験で定める活動停止期間【定期試験の教科数により異なる】）</li></ul> <p>○事故防止</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・活動中のけがや事故を未然に防止するためにも、生徒の健康状態を把握するとともに、安全な活動環境を整える。</li><li>・熱中症防止には、暑さ指数（WBGT）を参考にし、顧問が適切に判断する。</li><li>・校外での活動のため自転車を使用する場合は、ヘルメットの着用を徹底するとともに自転車損害賠償保険等への加入をする。</li></ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・顧問は、年間活動計画ならびに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。また、生徒・保護者に活動計画を周知する。</li></ul>